

令和2年4月15日

会員事業所の皆様へ

西宮商工会議所
会頭 辰馬 章夫

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅勤務等の推進について(協力要請)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、13日経済産業大臣から日本商工会議所会頭及び全国会議所会頭へ「在宅勤務等の推進について」協力依頼がございました。

在宅勤務が可能な業種・業態で、テレワーク等の仕組みを導入されておられる会員事業所におかれましては、可能な限り従業員の在宅勤務を推進されるようお願い申し上げます。

なお、在宅勤務への対応が難しい業種・業態の事業所におかれましては、密閉・密集・密接の3つの「密」を避けるために、事務所や工場等において従事人数の密度を下げる、公共交通機関の混雑を避けるための時差通勤を認めるなどの一層の工夫をお願いいたします。

なお、在宅勤務をはじめ、感染症対策の支援策については、以下のサイトをご参照ください。

中小企業庁 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

この緊急事態の一日も早い終息に向け、みなさまのご協力をお願いいたします。

また、当会議所も、明日16日以降次の対策を講じることにより、感染予防対策を一層強化してまいります。

① 在宅勤務の推進

会議所職員の半数を在宅勤務とし、出勤する職員を極力減らす取り組みを行います。

② 会員サービスに関する業務

貿易証明発給業務や各種共済の加入手続き、貸し会議室の受付事務などについては、郵送・電話・FAX・メールなどによる対応を原則とし、窓口への来所につきましては、10時～16時にお越しいただけますようお願いいたします。

③ 相談業務

相談業務については、人と人との接触機会を減らす趣旨から、従来の巡回や面談から、電話やインターネット(メールなど)による対応を原則とします。ただし、やむを得ず巡回や面談による相談が必要な場合は、3つの密(密集、密着、密閉)を回避する措置を取った上で対応します。

④ その他

会議所職員は常にマスクを着用し対応いたしますのでご了承ください

なお、対応期間は、緊急事態宣言発令の期間(令和2年4月7日(火)～令和2年5月6日(水))といたします。

お問合せ 西宮商工会議所

電話(代表) : 0798-33-1131、FAX : 0798-33-3288、e-mail : info@n-cci.or.jp

令和2年（2020年）4月15日

西宮商工会議所 様

市長メッセージ（令和2年4月14日）の周知について

西宮市産業文化局長

このたび、兵庫県が新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、緊急事態宣言を踏まえた「兵庫県対処方針」を4月13日に改定しました。これを受けて、西宮市長からのメッセージを別紙のとおり発出しておりますので、貴会議所に加盟等しておられる皆様への周知にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定を受けて

令和 2 年 4 月 14 日
西宮市長 石井登志郎

西宮市では、4 月 7 日に特別措置法による「緊急事態宣言」が発令されてからも、新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、事態の深刻さは日を迫うごとに増えています。

このようななか、兵庫県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に向け、「緊急事態宣言」を踏まえた「兵庫県対処方針」を 4 月 13 日に改定しました。

市としては、これを受けて、下記のとおり、市民の皆さんの命と健康を守るための対策に、これまで以上に全力を挙げて取り組んでまいります。

市民・事業者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 休業要請について

兵庫県知事から、明日 4 月 15 日から 5 月 6 日までの間、遊興施設、大学・学習塾、運動施設・遊戯施設、劇場、集会・展示施設、商業施設などの事業者の皆様に対して、特別措置法に基づく休業等が要請されました。

これらの施設においては、速やかに、施設の使用停止及び催物の開催の停止をお願いします。

なお、本市では、感染防止を最優先とするため、4 月 13 日より、留守家庭児童育成センターについては休所することとし、別途、学校との協働による預かり事業を開始しています。また、開所を継続している保育所については、今後、保護者を雇用されている事業主の皆様、家庭保育についてのご理解・ご協力を求めるなど、さらなる取組みを検討してまいります。

(2) 人と人との接触を減らす取り組みについて

今回の緊急事態宣言では、人と人との接触を極力 8 割、最低でも 7 割減らすことが必要だと言われてしています。

このため、市としても関係団体等を通じて、市内の事業者の皆様に対して、この取り組みがしっかりと実現されるよう要請していきます。

また、市役所自体も、明日 15 日以降下記の対策を講じることにより、感染予防対策を一層強化していきます。

①業務の優先順位の整理

各職場において、業務の優先順位を整理し、不急の業務については、可能な限り中止・延期等を検討します。また、市民や事業者の皆様が、できるだけ市役所等に来庁することなく手続きを済ませることができる方法を検討します。

②在宅勤務の推進

新型コロナウイルス感染症への対応業務やごみ収集等市民生活の維持に特に必要な業務、消防業務、医療関係業務を除き、原則として、班編成による交代制で在宅勤務を行うこととし、出勤する職員を極力減らす取り組みを推進します。

③時差勤務の推進

業務の性質上、止むを得ず出勤者が多くなる職場においては、職員の通勤時の混雑や職員同士の勤務時間の重複を避けるため、積極的に時差勤務を推進していきます。

このような体制で市の業務を進めていくために、市民・事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、市役所本庁及び支所、サービスセンター等への来庁は、必要不可欠な用務以外は、極力避けていただきますようお願いいたします。

やむを得ず来庁される場合も、できるかぎり 10 時から 16 時までの間でお越しいただきますようお願いいたします。これ以外の時間帯は必要最小限の人員で対応してまいりますので、なにとぞご理解ください。

また、これにあわせて、市役所等に来庁せずとも済ませられる手続き等について、順次、ホームページ等でお知らせしていきます。

(3) 医療体制の維持について

国や県と連携し、引き続き感染拡大防止に向けた取組を着実に実施していきます。

今後の入院体制については、公的・公立医療機関等が連携しながら、病床の確保に努めてまいります。

また、患者がさらに増加した場合には、感染症対策を徹底したうえで、無症状者・軽症者の自宅待機等についても、県と調整を進めます。

～あらためて、市民の皆様へ

感染拡大防止のためには、私たち一人一人の行動がとても重要です。

市民の皆様には、「三つの密」を避けていただき、自らの健康をしっかりと守っていただくことをあらためてお願い申し上げます。

あなたの行動が、あなたの知らない間に、あなたの大切な人を感染させているかも知れません。今は緊急事態だという事を肝に銘じて行動してください。

いつもの毎日を一日でも早く取り戻すために、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。